

子ども・若者育成支援推進法の回顧

久保田 崇

静岡県掛川市副市長

(元 内閣府参事官補佐)

久保田崇 Takashi Kubota

- n 静岡県掛川市出身
- n 職歴 内閣府で子ども・若者育成支援推進法立案や北方領土問題など担当。震災後に陸前高田市副市長を4年務める。立命館大学教授（公共政策大学院）を経て現職。
- n 著作「官僚に学ぶ仕事術」（マイナビ）
「SNSカウンセリング・ハンドブック」（共著、誠信書房）等
- n 家族構成 妻、二女

1. 法案制定のきっかけ、経緯
2. 参考にした制度、自治体
3. 特徴的なコンテンツ
4. 各省協議と協議会義務付け
5. ねじれ国会下での法案審議

子ども・若者育成支援推進法 立案のきっかけ



困っている若者に自立を促し、手を差し伸べます。そのための、**若者を支援する新法**も検討します。
麻生内閣総理大臣所信表明演説 平成20年9月29日



ニート・ひきこもりを支援する枠組みとして

子ども・若者育成支援推進法成立の経緯

- n 2008年9月、麻生太郎首相の所信表明演説「若者を支援する新法」
- n 急ぎ法案化、2009年3月に法案を国会提出
青少年総合対策推進法
- n 民主党との修正協議
子ども・若者育成支援推進法に
- n 2009年7月1日法案成立、2010年4月1日施行
- n 法律の内容
青少年育成基本法（大綱、白書、地方計画等）
ニート・ひきこもり支援（地域ネットワーク、アウトリーチ）

なぜ法律が必要なのか？

- n 縦割りを越えた地域支援ネットワークの必要性
- n 法的位置づけ・社会的理解ないまま孤立無援の支援
(NPO法人「育て上げ」ネット 工藤啓理事長)



新しい法律の枠組みでは・・・

- n 教育、福祉、雇用等、支援リソースのネットワーク化
- n 「支援者を守る」 スーパーマンを前提にしない
- n サポステ（地域若者サポートステーション：厚労省）など既存の支援枠組みと連携
- n 最終目的は「修学」又は「就業」。タイミングよく支援を組合せ
- n 個人情報保護法（条例）との関係（秘密保持）

ニート支援だけではない

- n ニート・ひきこもり・不登校以外の新しい問題にも対応
「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」
- n 子ども・若者の「**育成**」も目的とする
対症療法のみならず（予防も含めた）長期的視野での育成の必要性



- n 子供・若者育成支援推進大綱（2016年2月策定）
- n 都道府県（市町村）子ども・若者計画
- n 子ども・若者白書の法定化
- n 青少年団体の地盤沈下をどうするか

法制化の担当者について

(1) 大臣、幹部

小渕優子大臣、松田統括官

(2) 青少年企画担当

参事官、調査官、補佐、主査ほか

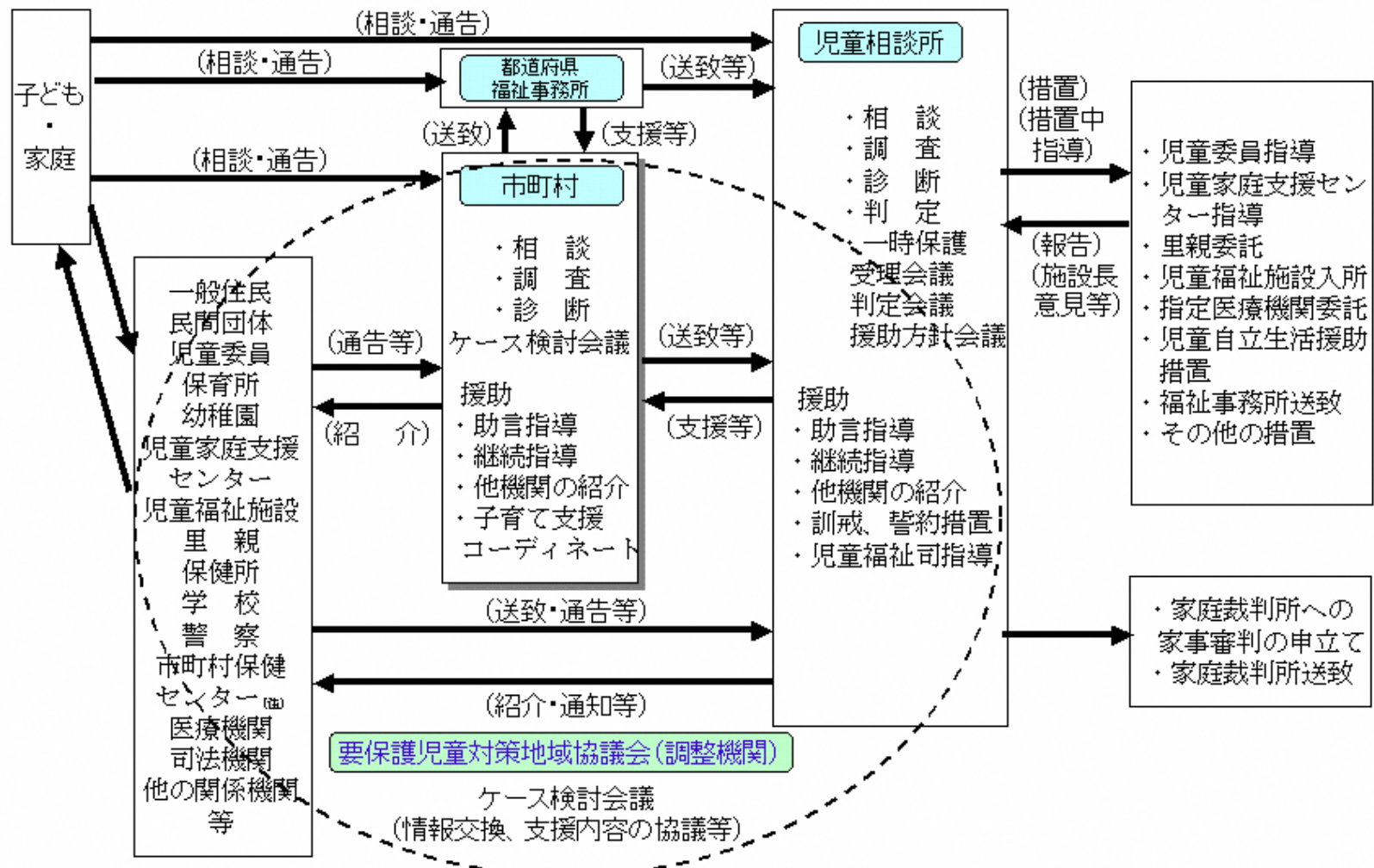
(3) 法制化チーム

参事官、企画官、**補佐**、係員

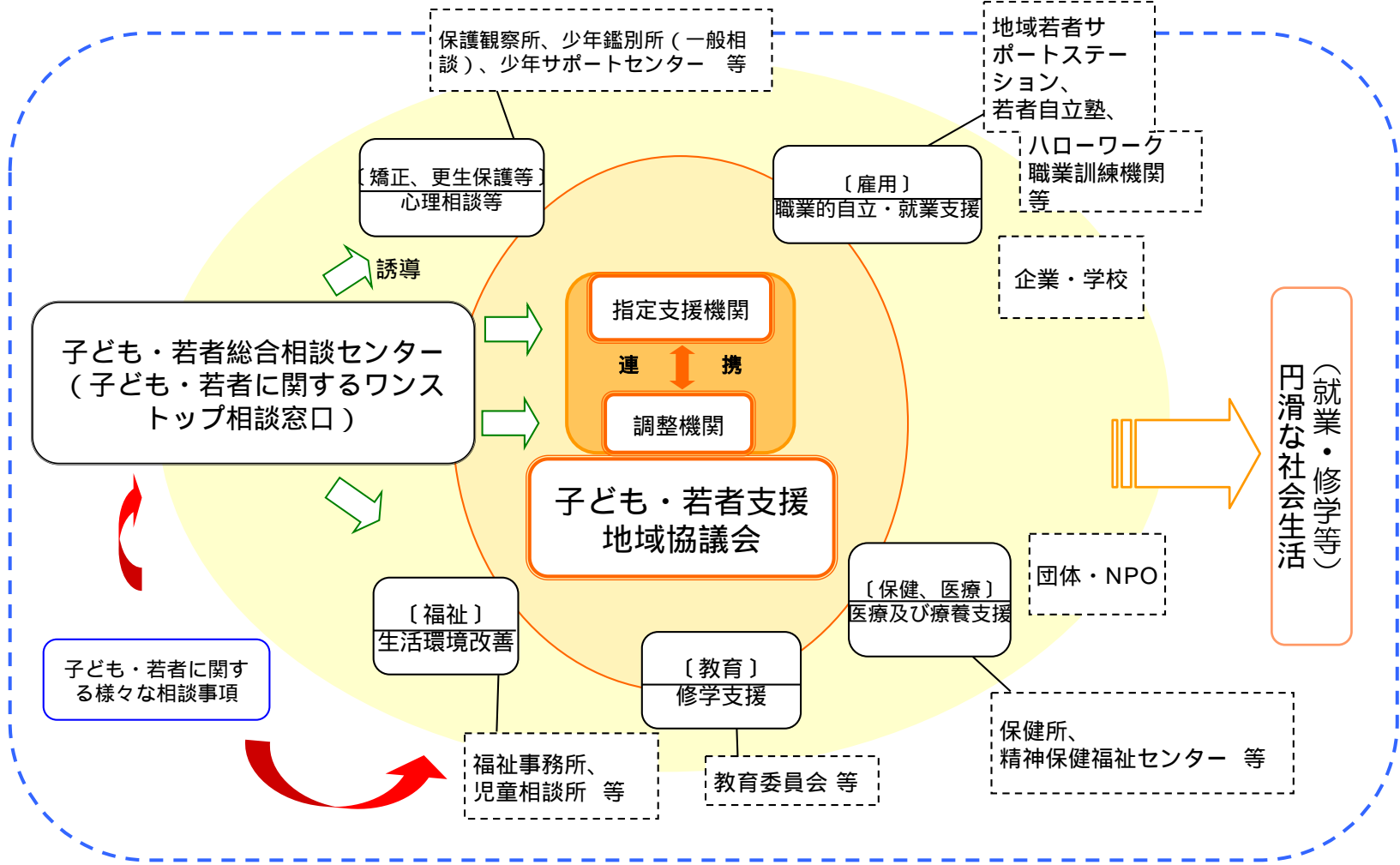
参考にした制度、自治体

要保護児童対策地域協議会の仕組みを参考にした

市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



子ども・若者支援地域協議会



参考にした自治体

横浜市

- n 平成22年7月に政令指定都市として初めて「協議会」設置
- n 4つの部会により構成（座長：宮本みち子放送大学教授）
 - 1. 思春期問題部会、2. 相談ネットワーク部会、
 - 3. 人材育成部会、4. 就労促進部会

新潟県三条市

- n 乳幼児から就労に至るまでを継続的かつ総合的に支援する「三条市子ども・若者総合サポートシステム」
- n 担当が一つになって、市民にわかりやすいワンストップを実現
 - 子育て支援室、社会福祉課、保険年金課、
 - 教育委員会（生涯学習課、学校教育課）・・・窓口が分散されわかりにくい
 - 教育委員会に「子育て支援課」を設置して一元管理

外部有識者と既存事業

(1) 外部有識者

(2) 既存事業

厚生労働省

文部科学省

特徴的なコンテンツ

法律を作った結果（NPOからの反応）



僕らの活動のベースになる法律ができると、周囲の見方が変わる。こんな社会的に意義のある活動をしているんだと。

だから、すごく意味があるんです。アウトリーチ（訪問支援）の手法も法律に明記してもらったし。

工藤啓 特定非営利活動法人育て上げネット理事長。1977年、東京都生まれ。成城大学中退後、渡米。Bellevue Community College卒業。「すべての若者が社会的所属を獲得し、働く働き続けるを実現できる社会」を目指し、2004年NPO法人育て上げネット設立、現在に至る。内閣府、厚労省、文科省など委員歴任。著書に『NPOで働く』（東洋経済新報社）、『大卒だって無職になる』（エンターブレイン）など。

「来られない若者」のために

n アウト・リーチ（訪問支援）を法律上初めて位置づけ

15条1項1号「・・・関係機関等の施設、**子ども・若者の住居その他の適切な場所**において、必要な相談、助言又は指導を行うこと」

n NPO等によるノウハウの蓄積

（例：NPO法人スチューデント・サポート・フェイス）

- ・ 延べ数千件の訪問支援を実施
- ・ 家庭教師方式の訪問支援を実施した9割以上の家庭から学校復帰、脱ひきこもり、就労等改善



n 平成22年度から内閣府「アウトリーチ（訪問支援）研修」を開始

NPOなどの職員を対象とした研修生の一般募集

各省協議と協議会義務付け

地方自治体と子・若法の関係

n 自治体の地域協議会の設置は「**努力義務**」（19条1項）

n 設置しなくてもペナルティは無し

（ 地方分権改革推進法（平成12年）により国と地方は「対等」
総務省、全国知事会などと「努力義務」を協議 ）



n 首長・職員の積極性の差によって自治体間の差が大きい

n 深刻な「**消極的権限争い**」（青少年or教育vs福祉vs労働）

地方六団体の権限

地方自治法第263条の3(長、議長の連合組織)

(1) 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(2) 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

(3) 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

(4) 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

(5) 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

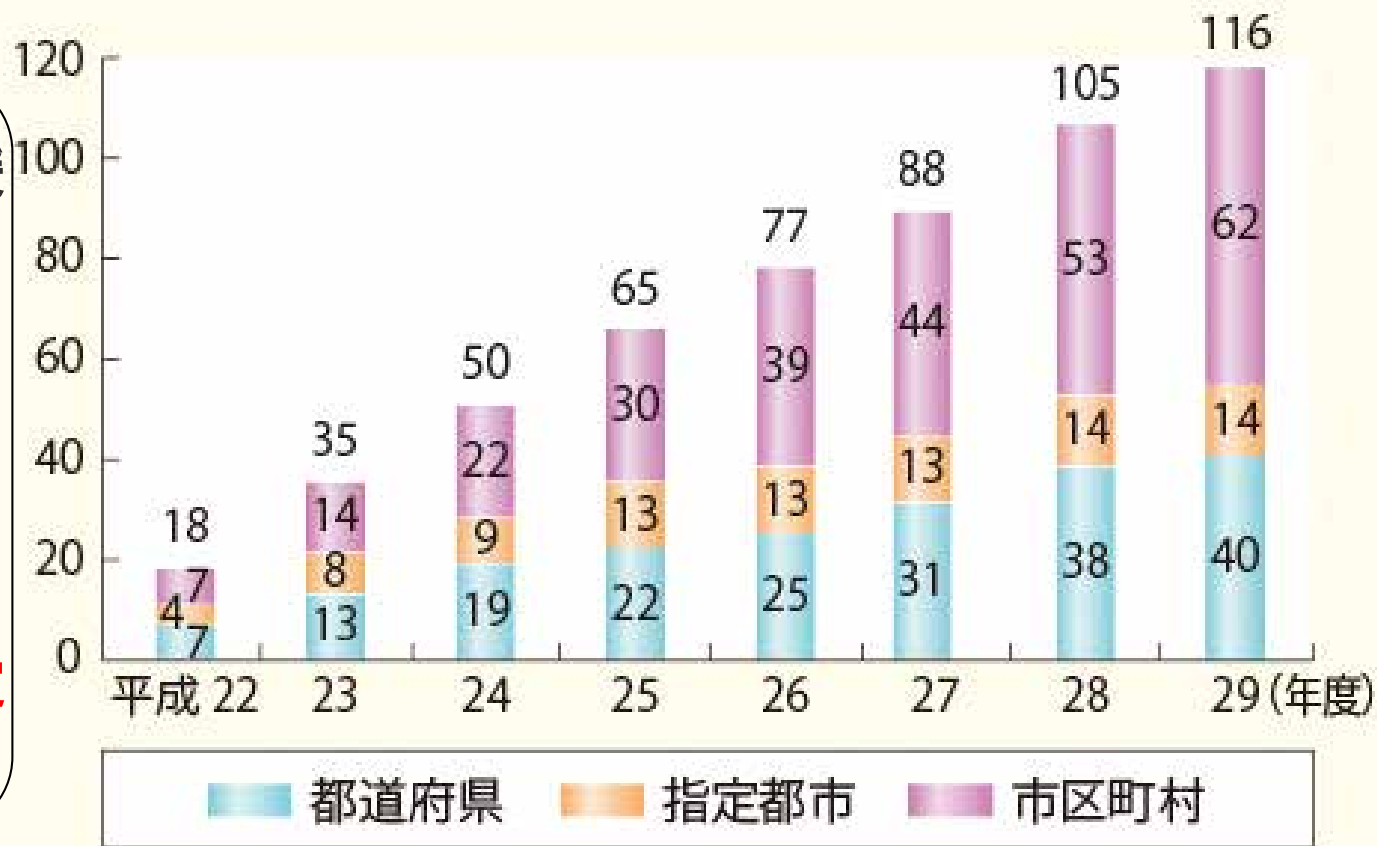
「子ども・若者支援地域協議会」設置数の推移

2019.9.30時点で125自治体に設置済み

「子供・若者支援
地域ネットワーク
強化推進事業」

2017年度は
13府県
14市町
で実施

公募により選定



ねじれ国会下での法案審議

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1 施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり
〔国〕 〔地方公共団体〕



社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

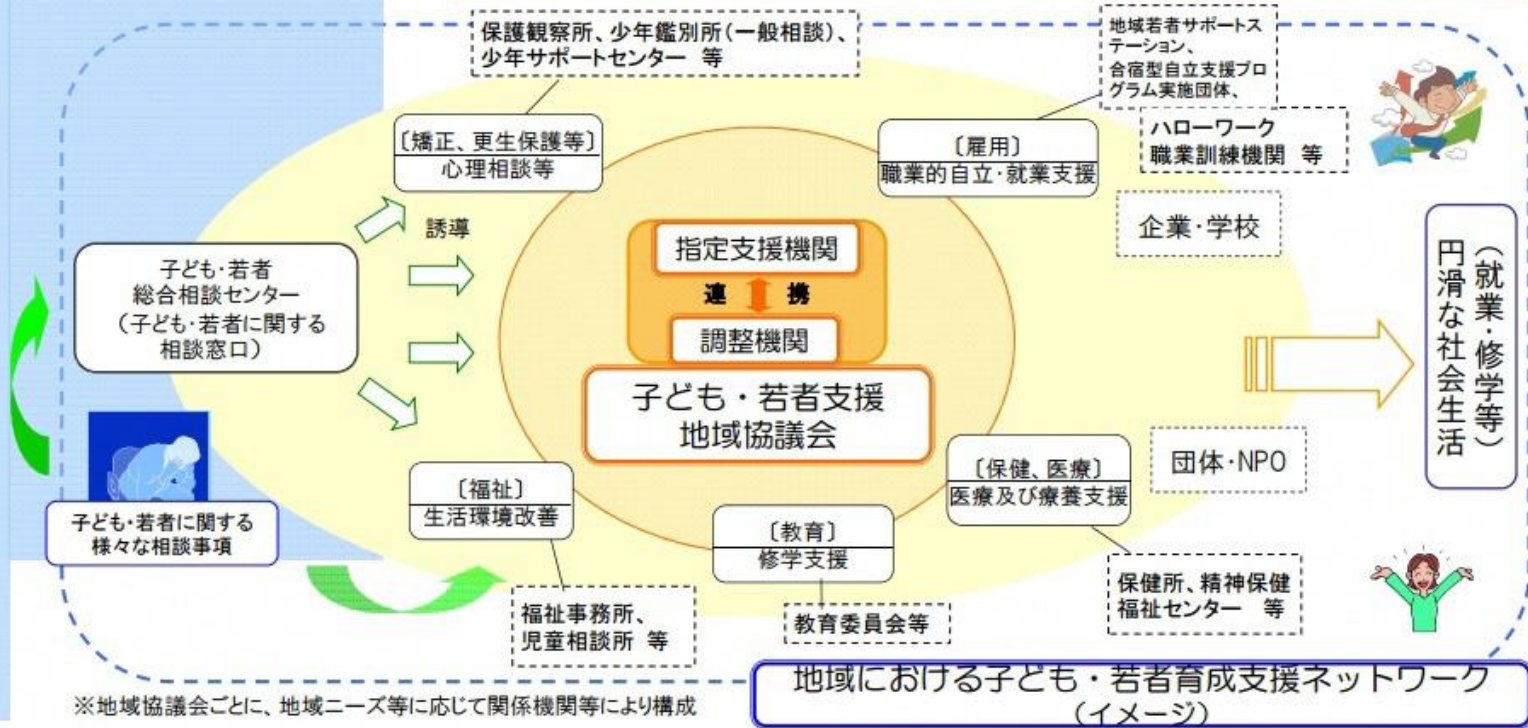
- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善〕
 - 〔修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長：総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
 - ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
 - ・ 社会環境の整備
 - ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
 - ・ 年次報告の作成公表



民主党との法案協議

- **青少年 or 子ども・若者？**
法案名称は子ども・若者育成支援推進法に
- **子ども・若者の年齢**
児童 / 青少年 / 未成年者 / 少年 / 刑事責任年齢
若者は20代？ 30代？ ...40代は？

与野党修正協議による政府案からの変更点

- (1) 困難を有する若者の支援対象年齢の下限（15歳）の撤廃（15条）
- (2) 指定支援機関の新設（22条）
- (3) ニート・ひきこもり等の原因究明、支援方法等に関する調査研究（17条）、人材の養成等に関する規定の強化

おまけ

LINE相談（例）

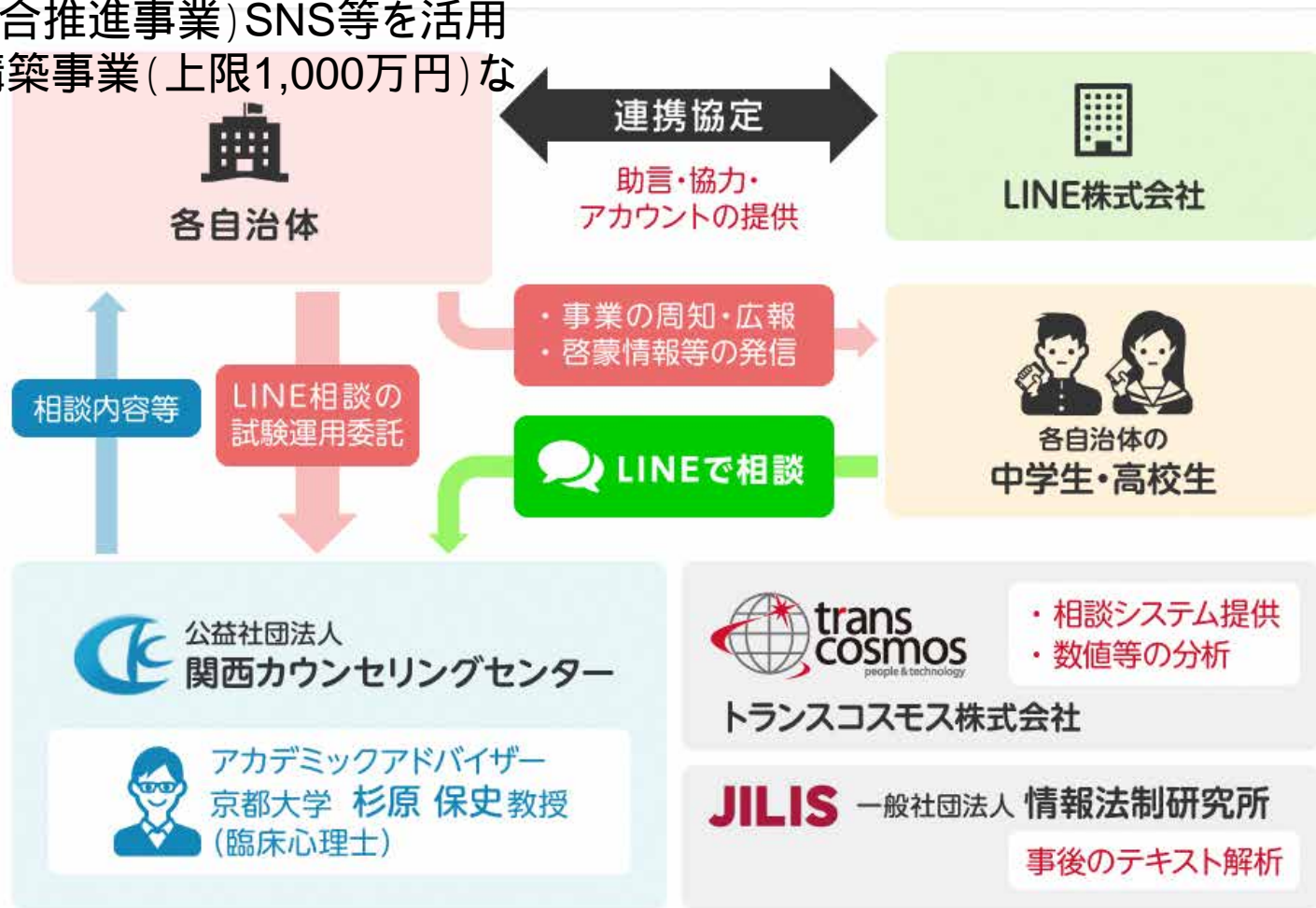


LINE相談は、簡単にアクセスできるので相談しやすい一方で、動機づけの低い相談や作話、ひやかしが多くなりやすい点、非言語情報（表情、間合いなど）が得られない点に注意

（参考）杉原保史・宮田智基（2018）『SNSカウンセリング入門』北大路書房

LINEなどSNSを使用した相談体制（例）

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）SNS等を活用した相談体制の構築事業（上限1,000万円）など活用



（出典）トランスコスモス株式会社（transcosmos inc.）ウェブサイト

書籍のご紹介



『SNSカウンセリング・ハンドブック(2019, 誠信書房)』

杉原先生(京都大学)監修、
工藤啓さん(育て上げネット)ほか共著、久保田は第11章「若者支援に必要な法律の知識」を担当、p228-230で子・若法を解説

まとめ

- 1) ニート・ひきこもりに対する根拠法令が初めて定められた
- 2) 各機関が個別にあるいは属人的に実施していた支援のネットワーク化を図った
- 3) アウトリーチを本法に初めて明記した

お疲れ様でした